

◎令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

(令和三年二月三日法律第四号)

一、提案理由 (令和三年一月二六日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、さきに決定されました国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を受けて、令和二年度補正予算（第三号及び特第三号）を提出し、御審議をお願いいたしておりますが、以下、この法律案につきまして御説明をさせていただきます。

財政法第六条第一項におきまして、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないこととされておりますが、令和元年度の剰余金につきましては、この規定を適用しないことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

…………… (略) ……………

○麻生国務大臣 ただいま、この動議を提出させていただきました内容の一部に読み飛ばしがありますので。

公債又は借入金の、当該補正予算において国債の発行を抑制する、当該補正予算においてという一文を足していただければと思います。

二、衆議院財務金融委員長報告 (令和三年一月二六日)

○越智隆雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和二年度第三次補正予算の編成に当たり、国債の発行を抑制するとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第六条第一項の規定は、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については適用しないこととするものであります。

本案は、昨一月二十五日当委員会に付託され、本日、麻生財務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告 (令和三年一月二八日)

○佐藤信秋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和二年度第三次補正予算の編成に当たり、令和元年度の一般会計歳入

歳出の決算上の剰余金の処理について、特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、決算上の剰余金を補正予算の財源として活用する意義、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた補正予算の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して古賀之士委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。